



光多 長温
都市化研究公室理事長

最近、ヨーロッパの官民連携事業において、公共部門への回帰が起こっているとの指摘がなされる。欧米の官民関係の動きを見ると、なすける点もある。以下、各国の官民連携スキームの変化の底流といったものを考えてみることにしたい。

英米においては、官民連携という概念は比較的薄い。官は官、民は民で、契約によってそれぞれの役割分担を切り分けていくという考え方が強い。

その中で、1980年代のイギリスサッチャー政権における行政改革は、官民連携とは程遠いものであった。

例えば、官が行っている行政業務を民間と競わせ、官が負ければ公務員はその職を失うという強制

競争入札は官（公務員）にとつて極めて厳しいものであった。90年代初頭に開始されたPFI（Private Finance Initiative）は、

90年代初頭に開始されたPFI（Private Finance Initiative）は、争よりも、より良い行政

官民連携考

産からかもしれないが官民との距離が相対的に近い。そして、官民協働の一つの形として行政サービスを担う主体として協同組合といった、わが国で言われた「新たな公」に近い活動主体が存在したが、この協同組合の延長として、官民混合会社（SEM || Social Economic Mixture）が大きな役割を果たしてきた。ここで官回帰事業を視察に行

たが、その場合の官は、前述した官民混合会社の歴史を反映したものであった。これら英仏の現象は、一見、官民協働から官への回帰に見えるが、官民協働の大きな流れの中で、その動きがらせん状に動いているとみるべきであろう。既存制度の一つとして存続していくことは最も避けるべきこと

公共調達改革の柱として、官民のコストを競わせ、優れた方がこれを担うというものであった。勝敗の基準は効率性であり、この指標がVFM（Value for Money）であった。官が非効率であると判定されればその業務は民間に移るといふもので、官民連携的色彩は薄かった。これがやや官民連携的色彩を帯びるようになった

フランスにおいては、フランス革命の歴史的遺効率性基準とは一線を画年代終わりの日本版PFIの創設が大きな契機となって動いてきた。このPFIの成立当時の基本的考え方は、公共調達に「構造改革」であり、会計法・地方自治法にのつた非効率な公共調達スキームを改革せんとするものであった。公共調達庁創設も議論された。ちなみにわが国のVFM検証は、現状ほぼ形骸化しているとの感を受け

わが国の官民連携スキームにおいて、その導入目的、すなわち、公共調達方式の改革ほどの程度進展しているであろうか。上限拘束予定価格制度や非弾力的なプロセスはほとんど変わっていないのではなからうか。制度創設時の目的を見失わずにその成果を検証して行くことが何よりも肝要であろう。既存制度の一つとして存続していくことは最も避けるべきこと